

## 介護保険住宅改修利用のご案内

小さな段差など、生活するうえで危険な場所を住宅改修することで、住み慣れた自宅で安全に生活を続けることができるようになります。介護保険住宅改修では、住宅改修費用の一部に介護保険を利用することができます。

### ● 介護保険住宅改修の内容

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止・移動の円滑化などのための床又は通路面の材料変更
- ・引き戸などへの扉の取り替え
- ・洋式便器などへの便器の取り替えが対象となります。

詳しくは『住宅改修費の手引き 「3 支給の対象となる住宅改修」』をご覧ください。

### ● 支給額

20 万円を上限に、介護保険対象の工事費から利用者負担の割合分（1 割から 3 割。「介護保険負担割合証」をご確認ください。）を除いた金額が支給されます。  
詳しくは『住宅改修費の手引き 「2 支給限度額」』をご覧ください。

### ● 対象要件

- ・要介護認定を受けていて、認定有効期間内での住宅改修であること。
- ・介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅改修であり、実際に居住していること。
- ・本人が在宅であること（入院・入所・一時外泊は不可）。  
＊入院中、入所中の場合、自宅に戻るまでに工事を完了できる場合があります。  
その場合は介護保険課又はケアマネジャーへご相談ください。

### ● 手続き

手続きは以下の手順で行います。

- ①介護保険要介護認定を受けます。
- ②ケアマネジャー又は福祉住環境コーディネーターなどに相談します。  
（ケアマネジャー等が作成する書類があります。ケアマネジャー等がいない場合は地域包括支援センターにご相談ください。）
- ③施工業者を決めます。見積は複数とるようにしましょう。

（R3.4.1 作成）

④介護保険課へ必要書類を添付し、申請書を提出します。

(ケアマネジャーが持参してください。)

⑤介護保険課の許可が出てから工事を始めます。

⑥工事終了後、業者への支払いを済ませます。

(業者への支払方法には、介護保険分を除いた部分のみを支払うことができる「受領委任払方式」があります。詳しくは『住宅改修費の手引き「4 支払方法」』をご覧ください。)

⑦介護保険課へ完了届を提出します。

(ケアマネジャーが持参してください。)

⑧介護保険課から介護保険支給分を指定の口座へ振り込みます。

なお、入院・入所中の人は、自宅に戻るまでに工事を完了できる場合がありますので、介護保険課又はケアマネジャーへご相談ください。

## ● その他

・以前介護保険を利用した住宅改修を行ったが、別の部分を改修したい。

⇒住宅改修費の手引き「2 支給限度額」

・以前介護保険を利用した住宅改修を行ったが、その時より体の状態が悪くなり、要介護状態が3段階以上重くなった。

⇒住宅改修費の手引き「2 支給限度額」支給限度額のリセット (1) 3段階リセット

・以前介護保険を利用した住宅改修を行ったが、転居した先の住宅を改修したい。

⇒住宅改修費の手引き「2 支給限度額」支給限度額のリセット (2) 転居リセット

### 【相談窓口】

浜田市殿町1番地 浜田市役所北分庁舎1階

浜田地区広域行政組合 介護保険課 給付係

TEL 0855-25-1520

ホームページアドレス:<https://www.hamadakouiki.jp/kaigo/>

(R3.4.1 作成)